

令和6年度足立区地域包括ケアシステム推進会議
第1回地域包括支援センター運営協議部会

日時：令和6年7月26日（金）

午後2時～午後4時

場所：区役所南館12階1205A会議室

議長：大口部会長

会 議 次 第

1 開 会

2 部会の役割

3 協議事項

- （1）令和6年度地域包括支援センターの業務委託評価の実施について
- （2）地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化について

4 報告事項

- （1）地域包括支援センター事業業務委託の契約更新にかかる評価結果について
- （2）令和5年度総合相談支援業務（実態把握）の実施結果について
- （3）令和5年度介護予防事業の実施結果と令和6年度の実施について
- （4）介護予防支援指定対象拡大の状況について
- （5）令和5年度認知症訪問支援事業の実施状況と今後の方針について
- （6）やすらぎ支援員派遣事業の終了について

5 その他

- （1）令和6年度足立区地域包括支援センターの運営方針【概要図】
- （2）足立区地域包括支援センター実績推移（令和3年度～令和5年度）

6 閉会

足立区地域包括支援センター運営協議部会 委員名簿

<敬称略、順不同>

令和6年7月1日現在

	役 職	氏 名	選出団体等	評価委員
1	部 会 長	大口 達也	学識経験者	○
2	副部会長	山下 俊樹	足立区医師会	
3	委 員	花田 豊實	足立区歯科医師会	
4	委 員	鈴木 康大	足立区薬剤師会	
5	委 員	和田 庸右	東京都柔道整復師会足立支部	
6	委 員	白井 良一	足立区介護サービス事業者連絡協議会 (居宅介護支援部会)	
7	委 員	中村 輝夫	足立区友愛クラブ連合会	○
8	委 員	鈴木 由美子	足立区民生・児童委員協議会	○
9	委 員	内藤 久子	足立区町会・自治会連合会	○
10	委 員	結城 宣博	足立区社会福祉協議会	○

※ 灰色で着色している委員は、新任の方です。

※ 評価委員とは、地域包括支援センターの業務委託評価を実施する方です。

地域包括支援センター運営協議部会の役割等

※ ホウカツは通称。正式名称は「地域包括支援センター」。

1 法的根拠

介護保険法施行規則第140条の66第2項

地域包括支援センターは、市町村が設置した地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公平かつ中立な運営を確保することとされている。

2 設置基準

原則として、市町村ごとに1つの運営協議会を設置する。

3 構成員等

運営協議会の構成員については、次に掲げることを基準とし、ホウカツの公正・中立性を確保する観点から、地域の実情に応じて区長が選定する。

- 1 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体（医師、歯科医師、看護師、介護支援専門員等）
- 2 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者（第1号及び第2号）
- 3 介護保険以外の地域の社会資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
- 4 前号に挙げる者のほか、地域ケアに関する学識経験者

また、運営協議会には会長を置くこととし、会長は構成員の互選により選任する。

4 所掌事務

- 1 ホウカツの設置等に関すること
 - (1) 圏域の設定
 - (2) 業務の法人への委託
 - (3) 委託先法人の予防給付に係る事業の実施
 - (4) 指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定
 - (5) 公正・中立の確保に関すること
- 2 ホウカツの行う業務の方針に関すること
- 3 ホウカツの運営に関すること
区の点検・評価の方針に基づいて、事業が適切に実施されているかどうか、必要な基準を作成したうえで、定期的または必要時にホウカツの事業内容等を点検・評価します。
 - (1) 運営全体に関するもの
 - ・ 組織・運営体制
 - ・ 個人情報の保護
 - ・ 利用者満足の上昇
 - ・ 公平性・中立性の確保
 - (2) 個別の業務に関するもの
 - ・ 総合相談支援業務
 - ・ 権利擁護業務
 - ・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
 - ・ 介護予防に係るケアマネジメント
 - ・ その他（在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業）
- 4 ホウカツの職員の確保に関すること
- 5 その他の地域包括ケアに関すること

参考：地域包括支援センター運営マニュアル

5 過去3年間の主な協議事項

※ 報告案件は除く

令和2年度

- ・ ホウカツの業務委託評価の実施方法及び結果
- ・ 運営協議会の位置づけ
- ・ 運営協議部会の委員構成

令和3年度～4年度

- ・ ホウカツの業務委託評価の実施方法及び結果

令和5年度

- ・ ホウカツの業務委託評価の実施方法及び結果
- ・ 令和6年度介護保険法改正
- ・ メディカルケアステーションの活用方針

地域包括支援センター運営協議部会 協 議 ・ 報 告 資 料

令和 6 年 7 月

1	協議事項	頁
(1)	令和 6 年度地域包括支援センターの業務委託評価の実施について	・・・ 1
(2)	地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化について	・・・ 2
2	報告事項	頁
(1)	地域包括支援センター事業業務委託の契約更新にかかる評価結果について	・・・ 3
(2)	令和 5 年度総合相談支援業務（実態把握）の実施結果について	・・・ 4
(3)	令和 5 年度介護予防事業の実施結果と令和 6 年度の実施について	・・・ 5
(4)	介護予防支援指定対象拡大の状況について	・・・ 6
(5)	令和 5 年度認知症訪問支援事業の実施状況と今後の方針について	・・・ 7
(6)	やすらぎ支援員派遣事業の終了について（調整中）	・・・ 8
3	別紙資料	
(1)	地域包括支援センターの業務委託評価（案）～ P D C A と足立区独自の評価体系	～
(2)	厚生労働省老健局からの通知（抜粋）	
(3)	令和 5 年度総合相談支援業務（実態把握）の実施結果（区分別）	

地域包括支援センター運営協議部会 資料

令和6年7月26日

件 名	令和6年度地域包括支援センターの業務委託評価の実施について － 評価委員の選任と実施計画（案）－
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課
内 容	地域包括支援センター（以下「ホウカツ」という）の業務委託評価の実施について、協議する。 1 評価委員の選任 当運営協議部会委員（10名）の中から、評価委員を5名選任する。 例年と同様に、次の団体から委員に協力を依頼する。 （1）評価委員[選出団体名] （敬称略、名簿順） ・ 大口 達也 [学識経験者] ・ 中村 輝夫 [足立区友愛クラブ連合会] ・ 鈴木 由美子 [足立区民生・児童委員協議会] ・ 内藤 久子 [足立区町会・自治会連合会] ・ 結城 宣博 [足立区社会福祉協議会] （2）任 期 地域包括ケアシステム推進会議と同様 2 実施計画（案） （1）目 的 ホウカツが行う事業を評価し、ホウカツの適切、公正かつ中立な運営の確保と地域包括ケアシステムの推進に向けて、必要な支援を行う。 （2）体系 別紙1のとおり （3）日程等 令和7年1月23日～令和7年2月5日（予備日含む8日間） （4）業務委託評価結果の審議及び承認 当運営協議部会は、評価結果について審議し、評価結果の承認を行う。 3 今後のスケジュール （1）地域包括支援センター業務委託評価検討会（評価委員5名のみ） ア 日 時 令和6年11月13日（水）午前10時から正午まで イ 場 所 足立区役所 12階 1205C会議室 （2）第2回地域包括支援センター運営協議部会 ア 日 時 令和7年2月28日（金）午前10時から正午まで イ 場 所 足立区役所 8階 特別会議室

地域包括支援センター運営協議部会 資料

令和6年7月26日

件名	地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化について									
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課									
内容	地域包括支援センター（以下「ホウカツ」という）における職員配置の柔軟化について、協議する。 1 概要（別紙2） 令和6年4月1日施行の「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」（令和6年厚生労働省令第61号）への対応 2 改正内容 （1）常勤換算 ホウカツに置くべき常勤の職員について、第一号被保険者の数及びホウカツの運営の状況を勘案して、当運営協議部会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることができる。 （2）3職種を地域の実情に応じて配置 現行の配置基準は存置しつつ、当運営協議部会が必要と認める場合は、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とする。ただし、質の担保の観点から、3職種のうちいずれか2職種以上の常勤を配置しなければならない。 <table><tr><td></td><td>変更前</td><td>変更後</td></tr><tr><td>雇用・勤務形態</td><td>常勤専従</td><td>常勤換算</td></tr><tr><td>3職種の配置</td><td>各職種の常勤を1人ずつ</td><td>2職種の常勤を1人ずつ</td></tr></table> 3 足立区の取り扱い（案） 原則、現行の配置基準を存置する。ただし、当運営協議部会が必要と認める場合は、ホウカツによる支援の質が担保されるよう留意したうえで、複数拠点で合算して3職種の柔軟な職員配置を行うことを可能とする。 4 その他 （1）足立区介護保険条例 介護保険法に基づいて、ホウカツの事業を実施するため、修正なし。 （2）足立区地域包括支援センター事業実施要綱 介護保険法施行規則に基づいて、職員を配置するため、修正なし。		変更前	変更後	雇用・勤務形態	常勤専従	常勤換算	3職種の配置	各職種の常勤を1人ずつ	2職種の常勤を1人ずつ
	変更前	変更後								
雇用・勤務形態	常勤専従	常勤換算								
3職種の配置	各職種の常勤を1人ずつ	2職種の常勤を1人ずつ								

地域包括支援センター運営協議部会 資料

令和6年7月26日

件名	足立区地域包括支援センター事業業務委託の契約更新にかかる評価結果について																		
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課																		
内 容	足立区地域包括支援センター事業業務委託について、評価委員会を開催したので、以下のとおり評価結果を報告する。																		
	1 受託事業者																		
	(1) 地域包括支援センター新田																		
	社会福祉法人 白寿会（理事長 川名 美枝子）																		
	※ 地域包括支援センター新田は、前受託事業者からの申し出により、令和4年度で随意契約を終了し、令和5年度の委託から公募型プロポーザル方式に変更した。																		
	2 開催日時																		
	令和6年7月5日（金）午前10時から正午まで																		
	3 委員等構成																		
	<table><tr><th>種別</th><th>氏名</th><th>役職等</th></tr><tr><td rowspan="5">区職員</td><td>千ヶ崎 嘉彦</td><td>福祉部長</td></tr><tr><td>半貫 陽子</td><td>福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課長</td></tr><tr><td>瀬崎 正人</td><td>福祉部 高齢者施策推進室 医療介護連携課長</td></tr><tr><td>日吉 理仁</td><td>福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課長</td></tr><tr><td>會田 康之</td><td>地域のちから推進部 絆づくり担当課長</td></tr><tr><td>オブザーバー</td><td>大口 達也</td><td>学識経験者</td></tr></table>		種別	氏名	役職等	区職員	千ヶ崎 嘉彦	福祉部長	半貫 陽子	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課長	瀬崎 正人	福祉部 高齢者施策推進室 医療介護連携課長	日吉 理仁	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課長	會田 康之	地域のちから推進部 絆づくり担当課長	オブザーバー	大口 達也	学識経験者
	種別	氏名	役職等																
区職員	千ヶ崎 嘉彦	福祉部長																	
	半貫 陽子	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課長																	
	瀬崎 正人	福祉部 高齢者施策推進室 医療介護連携課長																	
	日吉 理仁	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課長																	
	會田 康之	地域のちから推進部 絆づくり担当課長																	
オブザーバー	大口 達也	学識経験者																	
4 評価結果																			
合計491点（平均98.2点） 合計点の平均が8割以上のため、委託契約を更新する。																			
5 業務期間（更新期間）																			
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（更新2回目）																			
※ 履行状況が良好な場合に限り、最長5回まで（令和11年3月31日まで）契約を更新することができる。																			

地域包括支援センター運営協議部会 資料

令和6年7月26日

件名	令和5年度総合相談支援業務（実態把握）の実施結果について 待ちの姿勢から予防の視点へ ～必要な人に、必要な時に、必要な支援を～																												
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課																												
内 容	地域包括支援センター（以下「ホウカツ」という）の総合相談支援業務（実態把握）の実施結果について、以下のとおり報告する。 1 目的 加齢に伴って心身に変化が生じた高齢者に対し、介護が必要になる前から、また介護が必要になった後も、それぞれの状態に応じた適切な支援を提供できるように、ホウカツとして、少しでも早い段階から接し、対応と情報の蓄積を行う。 また、ホウカツの認知度を向上させ、地域や関係者と連携を強化する。 ※ 令和2年度から、早期発見・早期対応を目指し、実態把握を強化 2 対象者抽出方法 足立区に住民票がある要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の方が、3年に1度実施する介護予防チェックリストの結果を基に、実態把握対象者を抽出する。 3 実態把握対象者（25,411人） 内訳 <table><tr><th>介護予防チェックリストの結果</th><th>年齢</th><th>区分</th><th>人数</th></tr><tr><td>認知症の疑い（※1）</td><td rowspan="2">65歳以上</td><td>A</td><td>1,255人</td></tr><tr><td>Error（※2）</td><td>A</td><td>290人</td></tr><tr><td>うつ、閉じこもり 又は両方に該当</td><td rowspan="3">70歳以上</td><td>B</td><td>7,638人</td></tr><tr><td>いずれかに該当 生活機能、運動機能、 栄養状態、口腔機能</td><td>C</td><td>1,603人</td></tr><tr><td>未返信・白紙</td><td>A</td><td>10,619人</td></tr><tr><td>健康かつ地域活動に 意欲がある（運営側）</td><td rowspan="2">65歳以上</td><td>★</td><td>201人</td></tr><tr><td>健康かつ地域活動に 意欲がある（参加側）</td><td>☆</td><td>3,805人</td></tr></table> ※1 自分でできる認知症の気づきチェックリストの合計欄が20点以上 ※2 自分でできる認知症の気づきチェックリストの合計欄がError 4 実施方法 戸別訪問、窓口相談、地域活動、電話対応等 5 実施結果 別紙3のとおり	介護予防チェックリストの結果	年齢	区分	人数	認知症の疑い（※1）	65歳以上	A	1,255人	Error（※2）	A	290人	うつ、閉じこもり 又は両方に該当	70歳以上	B	7,638人	いずれかに該当 生活機能、運動機能、 栄養状態、口腔機能	C	1,603人	未返信・白紙	A	10,619人	健康かつ地域活動に 意欲がある（運営側）	65歳以上	★	201人	健康かつ地域活動に 意欲がある（参加側）	☆	3,805人
介護予防チェックリストの結果	年齢	区分	人数																										
認知症の疑い（※1）	65歳以上	A	1,255人																										
Error（※2）		A	290人																										
うつ、閉じこもり 又は両方に該当	70歳以上	B	7,638人																										
いずれかに該当 生活機能、運動機能、 栄養状態、口腔機能		C	1,603人																										
未返信・白紙		A	10,619人																										
健康かつ地域活動に 意欲がある（運営側）	65歳以上	★	201人																										
健康かつ地域活動に 意欲がある（参加側）		☆	3,805人																										

令和6年7月26日

件 名	令和5年度介護予防事業の実施結果と令和6年度の実施について																
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課																
内 容	地域包括支援センター（以下「ホウカツ」という）に業務委託している地域支援事業における、令和5年度介護予防事業の実施結果及び令和6年度の取組内容を、以下のとおり報告する。 1 令和5年度実施結果 令和5年度は概ね全ての会場で、年間2期の開催ができた。 <table><tr><th>事業名</th><th>会場数</th><th>開催数</th><th>参加者数</th></tr><tr><td>はじめてのフレイル予防教室</td><td>25会場</td><td>60クール ※全12回1クール</td><td>648人 (702人)</td></tr><tr><td>みんなで元気アップ教室</td><td>26会場</td><td>56クール ※全10回1クール</td><td>604人 (647人)</td></tr><tr><td>元気アップサポーター養成研修</td><td>5会場</td><td>10クール ※全8回1クール</td><td>98人 (90人)</td></tr></table> ※（ ）内は前年度実績 2 令和5年度ホウカツの参加支援結果 (1) はじめてのフレイル予防教室 648人（ホウカツ職員による参加勧誘のみのため、実施結果と同数） (2) みんなで元気アップ教室 581人（実施結果との差23人は広報からの参加者数） (3) 元気アップサポーター養成研修 90人（実施結果との差8人は広報からの参加者数） 3 令和5年度自主グループ創出 (1) 自主グループ創出数 80グループ（前年度64グループ） (2) グループの主な活動内容 ウォーキング、清掃美化活動、花壇整備、体操等 4 令和6年度の取り組みについて 引き続き、3事業に対する参加支援を継続し、前年度を超える参加者数を目指す。自主グループは、掲載意向を確認のうえグループ一覧を作成し、区のホームページに記載する。参加希望者の参考として活用するだけでなく、足立区の高齢者の活動を広く周知していく。	事業名	会場数	開催数	参加者数	はじめてのフレイル予防教室	25会場	60クール ※全12回1クール	648人 (702人)	みんなで元気アップ教室	26会場	56クール ※全10回1クール	604人 (647人)	元気アップサポーター養成研修	5会場	10クール ※全8回1クール	98人 (90人)
事業名	会場数	開催数	参加者数														
はじめてのフレイル予防教室	25会場	60クール ※全12回1クール	648人 (702人)														
みんなで元気アップ教室	26会場	56クール ※全10回1クール	604人 (647人)														
元気アップサポーター養成研修	5会場	10クール ※全8回1クール	98人 (90人)														

地域包括支援センター運営協議部会 資料

令和6年7月26日

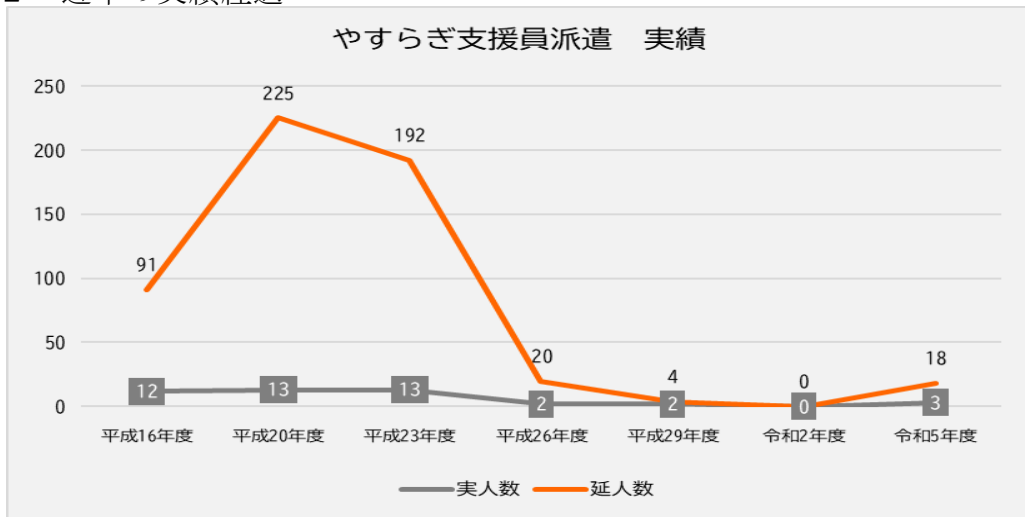
件 名	介護予防支援指定対象拡大の状況について																				
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課、介護保険課																				
内 容	介護保険法改正に伴い、令和6年4月から、地域包括支援センター（以下「ホウカツ」という）のほか、指定居宅介護支援事業者も指定を受けて介護予防支援を実施できることになった。 1 介護保険法の改正 令和5年5月12日の国会で、介護保険法の一部改正を含む「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」が、賛成多数で可決成立された（5月19日に令和5年法律第31号として公布）。 同日、厚生労働省からは、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布について」の通知が発出された（令和5年5月19日付老発0519第1号厚生労働省老健局通知）。 2 施行日 一部を除いて、令和6年4月1日 3 指定居宅支援事業者の介護予防支援事業者指定状況 （1）指定を受けた事業者数 9事業者（令和6年6月1日時点） <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者名</th><th>指定日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SEケアマネジメント</td><td>令和6年4月1日</td></tr> <tr> <td>株式会社大起エンゼルヘルプ 足立ケアセンター</td><td>令和6年4月1日</td></tr> <tr> <td>さいとうケアセンター</td><td>令和6年4月1日</td></tr> <tr> <td>おれんじケア</td><td>令和6年4月1日</td></tr> <tr> <td>ケアサポート谷中居宅介護支援事業所</td><td>令和6年4月1日</td></tr> <tr> <td>ファミリーケア 結</td><td>令和6年4月1日</td></tr> <tr> <td>きぼう居宅介護支援事業所</td><td>令和6年5月1日</td></tr> <tr> <td>足立介護相談センターこころみ</td><td>令和6年5月1日</td></tr> <tr> <td>居宅介護支援事業所サンライズ・メイト・バート</td><td>令和6年5月1日</td></tr> </tbody> </table> 4 足立区の対応 （1）引き続き、指定希望事業者の申請受付を継続していく。 （2）介護予防支援、総合事業におけるサービス利用に応じて、利用者及びホウカツとの効果的な連携のあり方を検討していく。	事業者名	指定日	SEケアマネジメント	令和6年4月1日	株式会社大起エンゼルヘルプ 足立ケアセンター	令和6年4月1日	さいとうケアセンター	令和6年4月1日	おれんじケア	令和6年4月1日	ケアサポート谷中居宅介護支援事業所	令和6年4月1日	ファミリーケア 結	令和6年4月1日	きぼう居宅介護支援事業所	令和6年5月1日	足立介護相談センターこころみ	令和6年5月1日	居宅介護支援事業所サンライズ・メイト・バート	令和6年5月1日
事業者名	指定日																				
SEケアマネジメント	令和6年4月1日																				
株式会社大起エンゼルヘルプ 足立ケアセンター	令和6年4月1日																				
さいとうケアセンター	令和6年4月1日																				
おれんじケア	令和6年4月1日																				
ケアサポート谷中居宅介護支援事業所	令和6年4月1日																				
ファミリーケア 結	令和6年4月1日																				
きぼう居宅介護支援事業所	令和6年5月1日																				
足立介護相談センターこころみ	令和6年5月1日																				
居宅介護支援事業所サンライズ・メイト・バート	令和6年5月1日																				

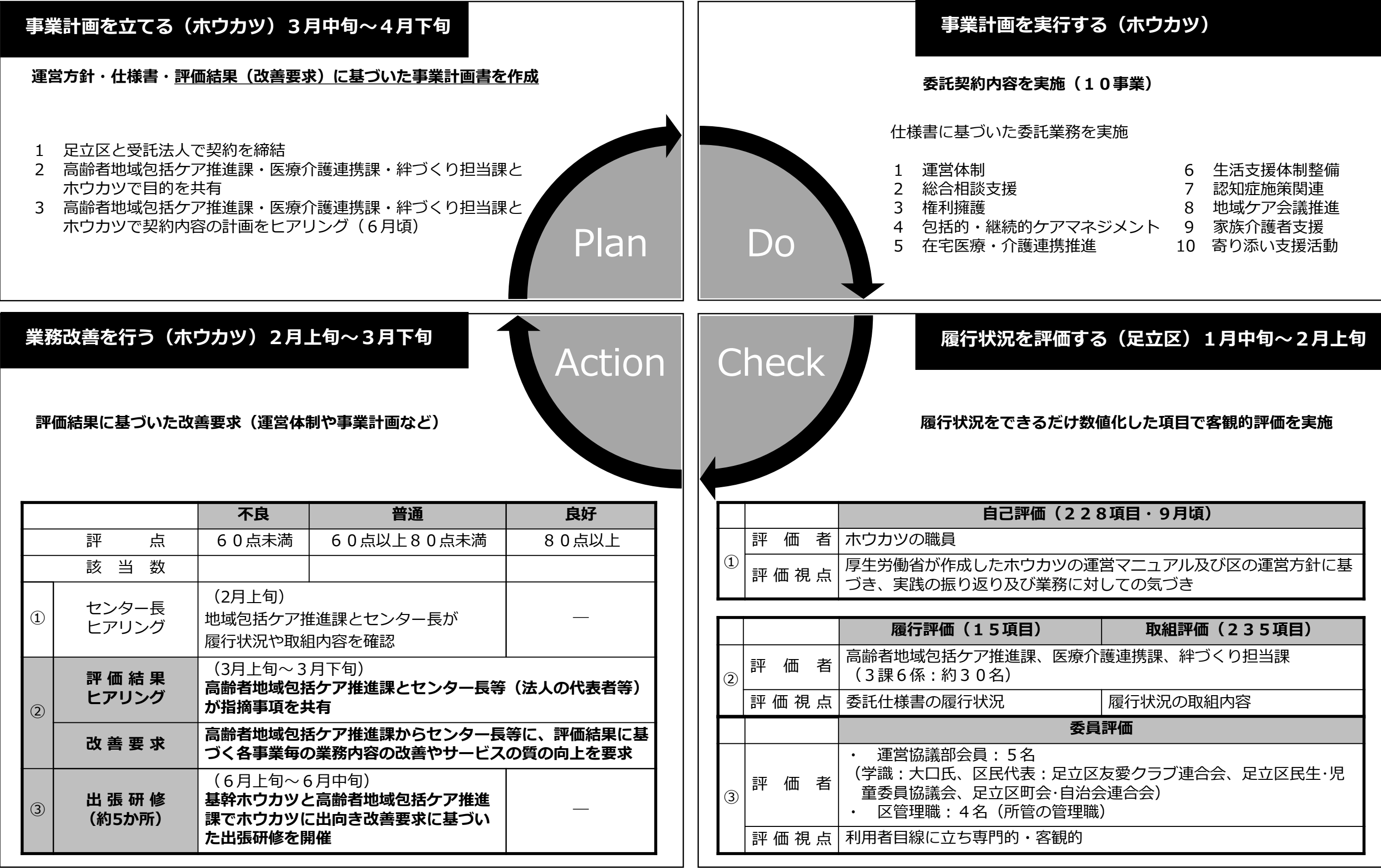
地域包括支援センター運営協議部会 資料

令和6年7月26日

件 名	令和5年度認知症訪問支援事業の実施状況と今後の方針について
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課
内 容	令和5年度認知症訪問支援事業の実施状況と今後について、以下のとおり報告する。 1 認知症訪問支援事業の目的 65歳以上で要介護認定を受けていない高齢者を対象に行う介護予防チェックリストの結果をもとに、地域包括支援センター職員が、認知症の疑いがある人を訪問し、状態に応じて適切な医療・介護サービスにつなげる等認知症早期対応の充実を図る。 2 訪問対象者 A区分（※1）、未返信、エラー（※2）の合計 12,164人 ※1 自分でできる認知症の気づきチェックリストの合計欄が20点以上 ※2 自分でできる認知症の気づきチェックリストの合計欄がエラー 3 支援状況 別紙3のとおり 4 評価 （1）支援内容は、「医療機関への受診勧奨」「初期集中支援事業」「虐待関連」等個別性の高い支援につながることは少なかった。一方で、「介護予防教室」「みんなで元気アップ教室」「体力測定会」等、介護予防関連事業につなげることが多かった。この事業が、医療や個別支援につながる前の、より早い段階への予防の機会になっていることが考えられる。 （2）現在の「福祉の森システム」（※3）では「A区分（認知機能低下の疑いあり）」「未返信」「エラー」を分けて抽出できず、区分ごとの支援内容の評価が困難になっている。 ※3 各ホウカツと区が、互いに保有する高齢者情報の一元管理を行い、円滑な情報共有と業務の効率化を図る。 5 今後の方針 （1）認知症の早期診断・早期対応を促進するため、「A区分（認知機能低下の疑いあり）」と判定された方を認知症検診の対象者に加える等検討していく。 （2）「A区分（認知機能低下の疑いあり）」「未返信」「エラー」を分けて抽出できるよう条件を変更し、それぞれの訪問内容を分析する。

令和6年7月26日

件名	「やすらぎ支援員派遣事業」について								
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課								
内容	平成16年から実施している「やすらぎ支援員派遣事業」について、利用者の減少が著しいことから本事業の「終了」を考えている。以下のとおり報告する。 1 やすらぎ支援員派遣事業の目的 認知症高齢者の近隣に居住する者、ボランティア等が、足立区認知症高齢者家族やすらぎ支援員（以下「支援員」という。）として認知症高齢者の居宅を訪問し、家族に代わって見守りや話し相手を行うことにより、家族の身体・精神・経済的負担の軽減や、高齢者の在宅生活の維持向上を図ることを目的とする。 2 近年の実績経過 やすらぎ支援員派遣 実績 <table><thead><tr><th></th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>支援員数</td><td>30人</td><td>30人</td><td>16人</td></tr></tbody></table> 平成26年度以降の介護保険法改正により、地域密着型通所介護や認知症対応型通所介護等が順次創設されるなど、認知症に関する介護保険サービス内容が充実してきた。 4 今後の対応 (1) 現在利用者に対しては、事業終了の説明、同等の介護保険サービスの案内等、利用者に寄り添い支援する。 (2) 現在支援員として登録のある方に対して、事業終了の説明会を実施する。今後もボランティアについて希望される方には認知症サポーター養成講座やフォローアップ講座を紹介する。		令和4年度	令和5年度	令和6年度	支援員数	30人	30人	16人
	令和4年度	令和5年度	令和6年度						
支援員数	30人	30人	16人						



老 発 0 3 2 9 第 5 号
令 和 6 年 3 月 29 日

各 都道府県知事 殿
市 町 村 長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」の公布について（通知）

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 61 号。以下「改正省令」という。）については、本日、別添のとおり公布され、令和 6 年 4 月 1 日より施行されることとなりました。

改正省令の趣旨及び内容は下記のとおりですので、十分御了知のうえ、管内の関係機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第 1 改正省令の趣旨

（1）地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化

- 「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和 4 年 12 月 20 日社会保障審議会介護保険部会）において、「センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3 職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して 3 職種を配置すること・・・など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。」とされたことや、令和 5 年地方分権改革提案において、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の職員確保が困難なため配置要件の見直しの提案がなされたこと等を踏まえ、センターの職員配置について、柔軟な職員配置を可能とするための所要の改正を行う。

（2）総合事業の継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化

- 「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」（令和 5 年 12 月 7 日）において、「高齢者の日常生活と関わる地域の多様な主体の参画が進めば、高齢者自身に支援が必要となっても、さらには要介護状態や認知症となっても、地域でのこれまでの日常生活を自身の能力と選択に応じて継続できることにつながる。このような視点に立てば、継続利用要介護者の利用対象サービスを、住民主体サービスから広げていくことについて検討することが必要である」とされたこと等を踏まえ、総合事業における多様な主体の参入の促進を図りながら、地域のつながりの中で高齢者自身が適切に活動を選択できるよう、所要の改正を行う。

（3）介護保険負担限度額認定証の様式の改正

- 介護療養型医療施設に関する経過措置の期限の到来に伴い、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「則」という。）様式第一号の二の二について、所要の改正を行う。

第2 改正省令の内容

(1) センターにおける職員配置の柔軟化

- 則第140条の66第1号に規定する、市町村が条例を定めるに当たって従うべきセンターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準について、以下の見直しを行う。
 - ・ 現行の当該職員の員数について、第一号被保険者の数に応じて、又はセンターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とする。
 - ・ 上記にかかわらず、センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数のセンターが担当する区域ごとの第一号被保険者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとにセンターに配置すべき3職種の常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該一のセンターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとする。この場合において、質の担保の観点から、当該一のセンターは、3職種のうちいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないこととする。
 - ・ その際、この省令の施行の日から起算して1年を超えない期間において、介護保険法（平成9年法律第123号）115条の46第5項に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間における当該市町村に係る改正後のセンターの職員の配置基準については、なお従前の例による。
 - ・ その他所要の改正を行う。

(2) 総合事業の継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化

- 則第140条の62の4第3号に規定する、継続利用要介護者が利用できるサービスについて、継続利用要介護者が地域とのつながりのもとで日常生活を継続するための選択肢の拡大を図る観点から、総合事業の訪問型サービス・通所型サービスのうち、従前の予防給付に相当するサービス（※）と保健・医療の専門職により短期間で提供されるサービスを除いたサービスへと対象範囲を拡大する。
※ 平成26年の介護保険法改正による総合事業移行前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当するサービス

- 則第140条の62の3第2項に規定する、総合事業を提供する際の基準について、継続利用要介護者の選択のもと、心身の状況等を踏まえたサービスが適切に提供されるよう、居宅介護支援事業者、センター、地域ケア会議等との密接な連携と緊急時の対応に関する規定を新たに設ける。

(3) 介護保険負担限度額認定証の様式の改正

- 介護療養型医療施設に関する経過措置の期限の到来に伴い、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「則」という。）様式第一号の二の二について、「老健・療養等」を「老健・医療院等」に改正する。
- なお、改正前の則様式第一号の二の二による介護保険負担限度額認定証は、当分の間、改正後の様式第一号の二の二による介護保険負担限度額認定証に代えて使用することができる。

(3) その他

- その他所要の改正を行う。

第3 施行期日

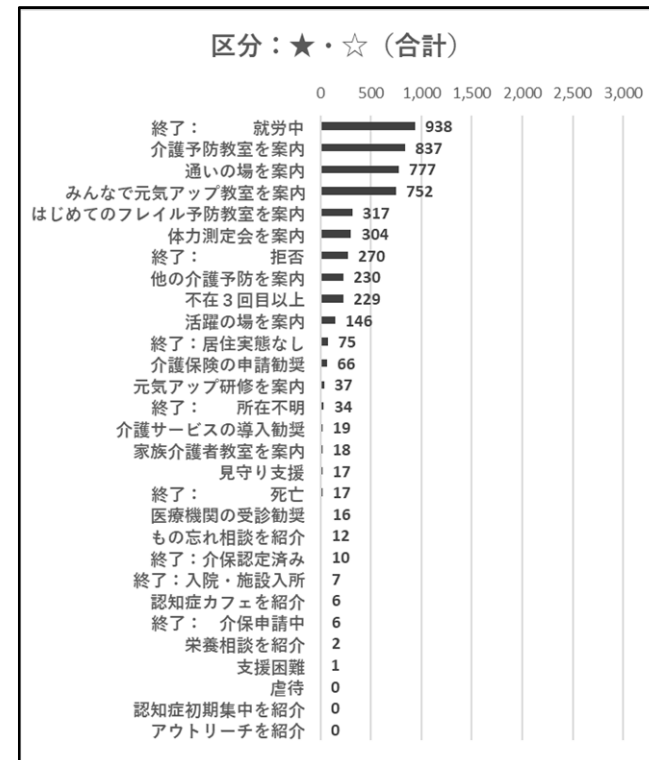
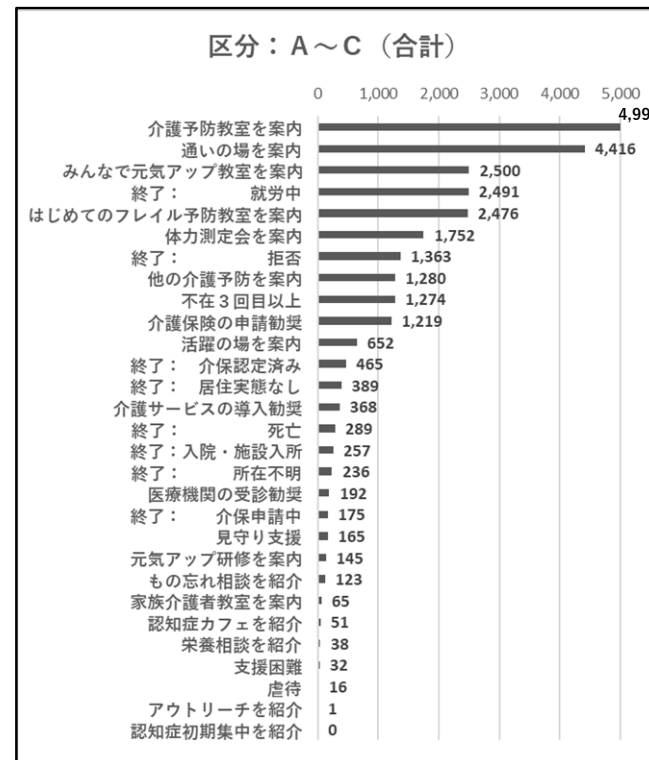
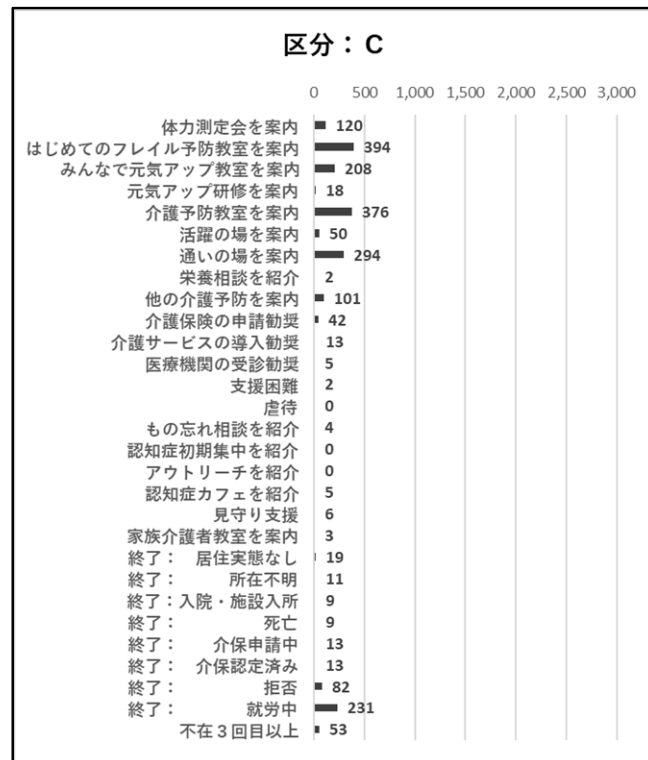
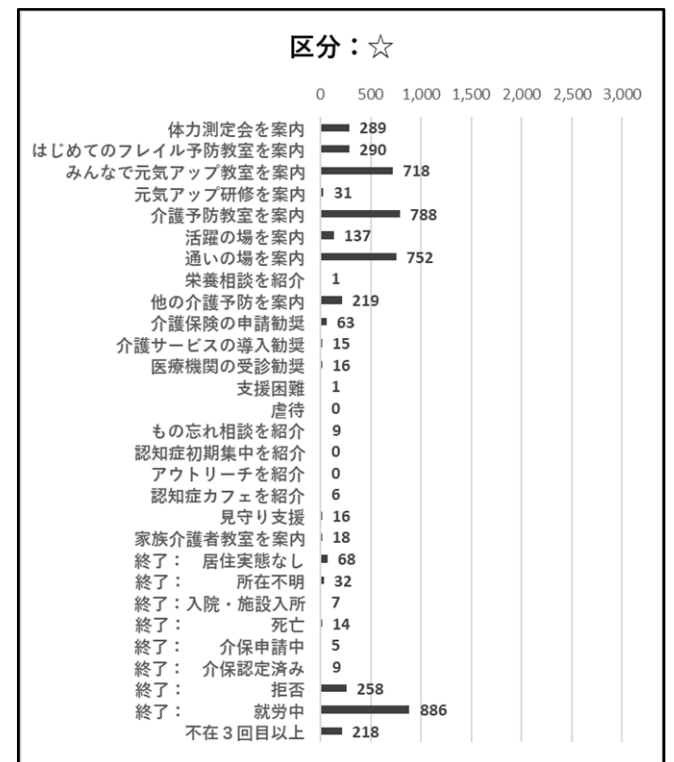
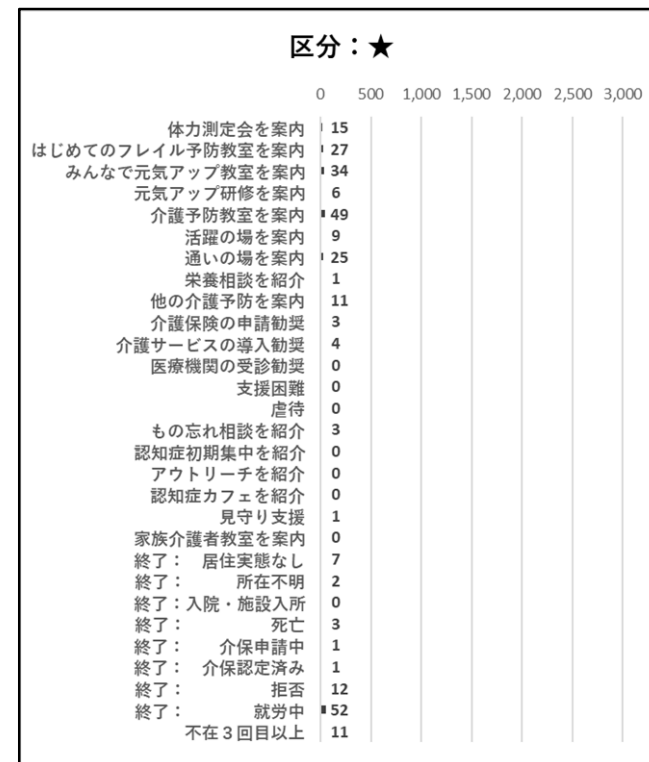
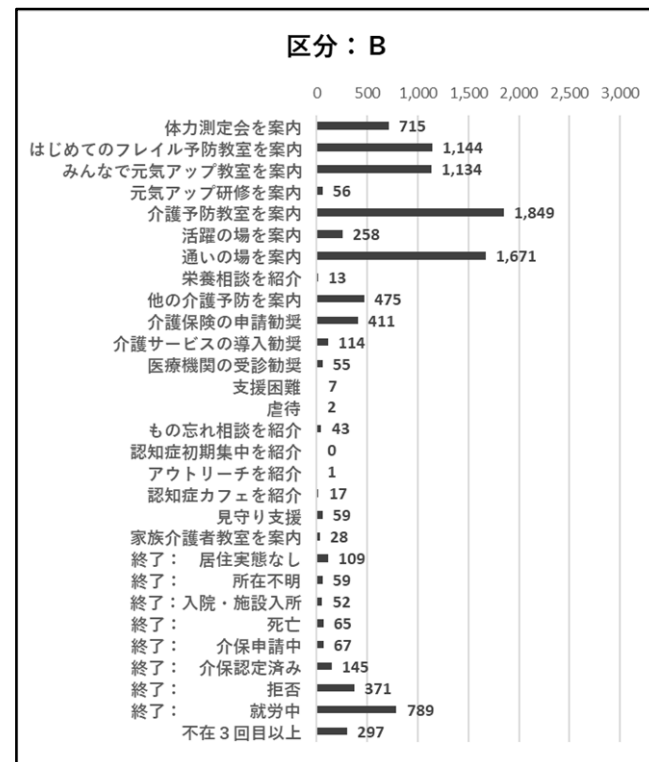
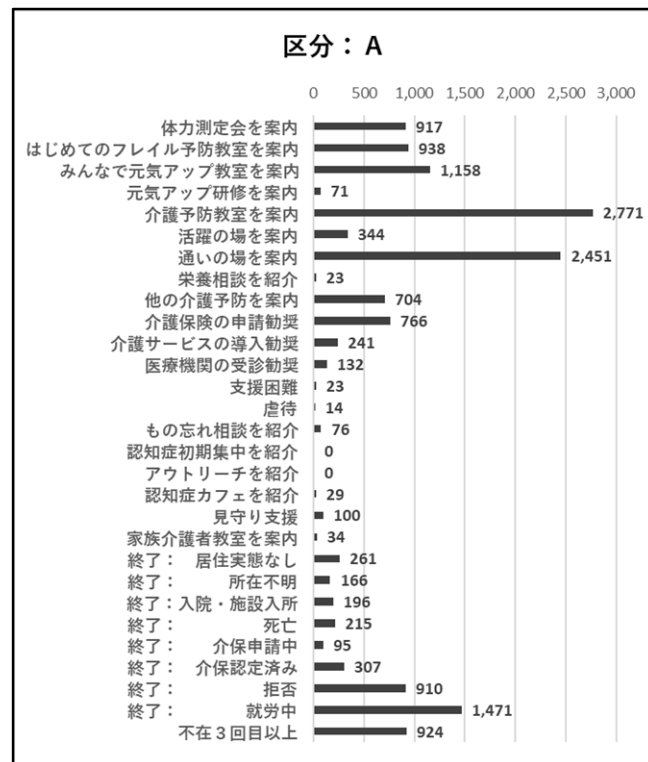
令和6年4月1日

令和 5 年度総合相談支援業務（実態把握）の実施結果（区分別）

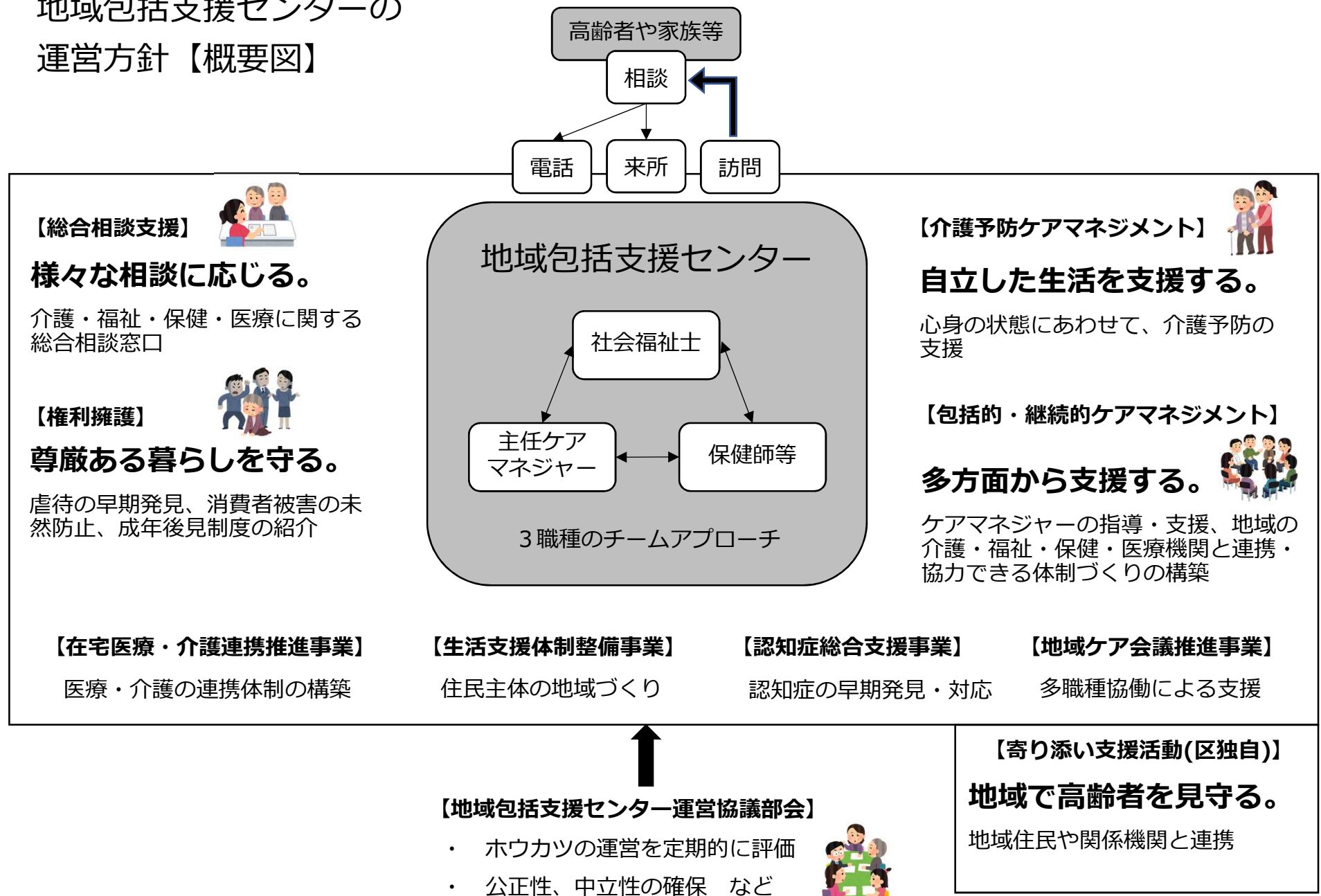
区分	内 容
A	認知症の疑い（自分でできる認知症の気づきチェックリスト 20 点以上）
	未返信（介護予防チェックリストの返信ができない方及び返信をしない方を含む）
	エラー（介護予防チェックリストの回答が、一部空欄・読み取れない等）
B	うつ・閉じこもり
C	運動器、口腔、栄養

区分	内 容
★	地域活動に意欲がある方（運営側）
☆	〃（参加側）

※ 以下掲載の各項目には、一部重複有



地域包括支援センターの 運営方針【概要図】



地域包括支援センター実績推移(令和3年度～令和5年度)

項 目		年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	計	
			基幹	あだち	伊興	入谷	扇	江北	さの	鹿浜	新田	関原	千住西	千寿の郷	千住本町	中央本町	東和	中川	西綾瀬	西新井	西新井本町	はなはた	一ツ家	日の出	保木間	本木関原	六月		
高齢者人口（令和6年4月1日時点）		5	5,980	4,595	8,193	7,669	7,151	6,546	11,796	8,272	5,914	5,619	6,200	3,654	5,714	6,506	10,251	7,747	4,584	8,285	5,896	6,880	7,797	3,134	8,853	4,318	7,880	169,434	
相談件数		3	5,034	4,300	4,261	4,647	4,336	3,707	12,471	2,979	3,209	3,784	2,711	2,744	5,046	3,633	3,655	4,663	2,819	6,061	3,838	4,395	4,229	5,273	4,613	4,707	5,877	112,992	
		4	4,322	5,252	4,180	4,501	5,084	4,254	13,907	3,268	2,768	4,376	2,365	3,428	4,462	4,236	3,314	6,499	2,507	5,519	3,435	4,229	4,414	4,716	3,223	5,307	8,777	118,343	
		5	6,649	6,636	7,930	5,089	7,176	5,238	12,194	5,071	2,849	5,876	3,460	1,577	3,226	4,397	6,000	6,678	3,406	7,491	4,496	9,571	5,775	4,671	7,454	5,218	7,110	145,238	
相談者	本人	3	1,545	1,878	1,331	2,078	1,648	1,924	5,624	964	1,473	1,483	1,178	893	1,897	1,795	1,414	1,657	1,140	2,509	1,687	1,731	1,846	2,477	1,886	2,122	2,391	46,571	
		4	1,684	2,130	1,257	1,745	1,996	2,308	7,174	1,128	1,253	1,814	867	1,263	1,705	2,462	1,183	2,203	1,289	2,198	1,514	1,762	1,909	2,095	1,435	2,425	4,733	51,532	
		5	3,317	2,956	3,599	2,666	3,338	2,547	6,528	2,789	1,759	3,029	1,569	945	2,028	2,346	2,488	3,001	1,615	3,377	1,724	5,121	2,688	2,377	3,792	2,622	2,929	71,150	
	家族・親戚	3	1,248	853	1,016	912	1,218	769	2,517	948	782	1,194	675	636	922	767	905	1,090	661	1,226	893	1,113	1,240	1,101	931	1,144	1,092	25,853	
		4	1,199	1,035	1,028	1,081	1,182	992	2,560	1,059	812	1,264	724	796	959	742	983	1,475	621	1,204	855	989	1,349	1,154	697	1,353	1,342	27,455	
		5	1,359	1,154	1,537	946	1,513	1,208	2,308	1,024	519	1,227	876	333	633	966	1,279	732	1,365	1,016	1,026	1,626	1,452	869	1,411	1,146	1,452	28,977	
	ケアマネ	3	919	555	774	828	738	393	1,616	430	268	490	246	505	1,085	397	551	900	386	1,317	522	653	524	651	565	491	1,281	17,085	
		4	700	713	808	772	893	432	1,502	352	219	617	238	622	874	409	428	1,093	231	1,122	441	572	498	593	397	477	1,469	16,472	
		5	825	1,071	1,438	690	1,013	606	1,311	237	147	595	215	115	200	584	476	827	227	1,234	474	978	585	496	969	555	990	16,858	
	公的機関・医療機関	3	797	600	762	668	488	422	1,919	468	448	419	391	445	841	469	499	721	434	655	548	563	481	604	870	621	804	15,937	
		4	500	899	696	786	724	366	1,856	551	327	489	317	448	698	406	490	1,157	220	662	457	601	433	512	524	692	870	15,681	
		5	736	788	879	453	689	553	1,417	406	197	685	333	85	247	348	913	637	252	1,016	619	1,034	569	540	882	572	1,275	15,681	
相談内容	介護保険	3	2,606	2,056	1,848	2,945	1,980	1,306	2,779	1,780	1,299	1,729	1,491	1,451	2,770	895	1,479	2,042	1,049	3,986	1,904	1,864	2,361	1,277	2,258	1,641	3,009	49,805	
		4	2,251	2,348	1,884	2,763	2,332	1,245	2,711	1,954	1,227	2,327	1,285	2,134	2,649	1,017	1,581	3,027	902	3,393	1,684	2,187	2,364	1,186	1,724	1,361	3,318	50,854	
		5	1,739	1,981	3,272	2,573	2,514	2,917	4,005	1,243	487	1,903	881	336	847	1,951	1,749	2,651	1,173	2,020	1,606	2,709	1,987	1,004	2,931	1,414	2,354	48,247	
	介護一般	3	752	1,541	1,646	543	906	1,118	6,469	237	421	451	685	206	363	1,871	210	276	540	1,209	1,515	2,327	782	4,104	868	939	716	30,695	
		4	422	2,122	1,494	523	1,001	1,799	8,075	266	291	505	351	188	175	2,461	166	189	621	1,600	1,232	1,440	782	2,950	445	867	3,188	33,153	
		5	568	99	129	220	160	1,690	1,143	194	45	122	54	138	122	1,686	91	87	251	111	642	46	374	213	59	591	3,148	11,594	
	医療	3	635	792	463	1,020	240	662	2,073	189	365	761	246	615	999	697	188	701	348	2,440	434	326	420	356	1,200	1,290	318	17,778	
		4	476	1,123	413	935	235	208	1,957	195	200	988	189	623	678	640	218	953	396	1,346	333	328	512	497	700	1,119	474	15,736	
		5	598	733	853	720	492	505	1,024	137	28	1,120	192	99	126	570	405	699	306	448	131	434	408	231	1,012	442	545	12,258	
	虐待・支援困難	3	313	291	185	213	278	177	1,369	136	155	148	76	46	536	256	1,015	765	426	549	291	581	307	590	496	421	110	9,730	
		4	303	493	216	263	511	182	951	182	68	246	34	43	314	276	647	1,034	460	265	155	598	287	262	459	441	209	8,899	
		5	463	493	326	265	528	297	1,181	34	25	354	43	6	83	159	678	502	185	249	256	1,330	248	370	574	658	337	8,899	
	認知症	3	250	246	187	322	107	432	510	184	96	299	146	89	245	197	68	308	234	336	225	40	168	318	98	221	144	5,470	
		4	233	358	229	274	101	273	526	139	76	495	126	100	252	166	92	301	236	176	147	91	189	196	95	230	206	5,307	
		5	171	315	139	168	158	270	581	96	21	146	79	22	78	72	121	279	105	170	189	97	126	112	202	179	100	3,996	
戸別訪問等による実態の確認		3	864	787	2,184	1,405	744	1,314	1,945	916	560	800	1,285	451	522	952	968	623	221	1,033	1,195	465	1,314	540	1,318	553	589	23,548	
		4	1,538	1,709	2,083	2,259	1,163	2,901	3,907	3,054	246	1,585	1,828	1,523	1,728	2,068	1,930	3,186	847	1,550	1,525	1,816	2,066	1,001	2,993	1,293	3,144	48,943	
		5	893	711	1,251	1,377	1,098	929	2,642	1,216	952	771	1,015	838	859	829	1,549	1,447	716	1,523	885	1,180	1,114	584	1,858	1,640	1,684	29,561	